

# 大熊町公共施設等総合管理計画

令和4年3月

福島県双葉郡大熊町



# 目 次

## 第 1 章 計画の概要

- 1 . 計画策定の目的 . . . . . 1
- 2 . 計画の位置づけ . . . . . 2
- 3 . 対象とする公共施設・インフラ資産 . . . . . 2

## 第 2 章 公共施設等の現状及び将来の見通し

- 1 . 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況 . . . . . 3
- 2 . 総人口や年代別人口についての今後の見通し . . . . . 6
- 3 . 財政状況 . . . . . 8
- 4 . 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み . . . . . 10

## 第 3 章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- 1 . 計画期間 . . . . . 13
- 2 . 全庁的な組織体制の構築及び情報管理・共有方策 . . . . . 13
- 3 . 現状や課題に関する基本知識 . . . . . 14
- 4 . 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 . . . . . 15

## 第 4 章 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針

- 1 . 公共建築物 . . . . . 17
- 2 . インフラ施設 . . . . . 25

## 第 5 章 推進方策

- 1 . フォローアップ実施方針 . . . . . 26



## 第1章 計画の概要

### 1. 計画策定の目的

大熊町（以下、当町）は自然豊かな場所で「フルーツの香り漂うロマンの里」のキャッチフレーズで梨やキウイなどのフルーツ栽培が盛んで、幼少中学校施設や公営住宅などの公共建築物や道路・下水道施設などのインフラ施設の整備も積極的に行っており、町民生活や産業活動を支えてきました。

しかし、平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、当町は甚大な被害を受け、町内全区域にわたって居住が制限されました。その後、会津若松市に役場機能を移し、平成25年度に「大熊町復興まちづくりビジョン」を策定し、平成27年には「大熊町第二次復興計画」を策定し、復興復旧を加速化させてきました。

平成31年4月には大川原地区・中屋敷地区の避難指示が解除され、大川原復興拠点に役場機能を復活させました。その後、大川原復興拠点には公営住宅、住民福祉センターなどが建設され、令和2年3月には常磐線も復旧し下野上地区の一部も避難指示が解除され、復興計画に基づく復興、復旧を加速化させております。

一方で、避難指示解除後の当町は極端な人口減少・少子高齢化が進むことが想定されます。また、財政状況を見ても、現在、歳入の多くを復興のための財政措置に依存している状況であり、今後、これらの措置も厳しくなることが予想されるために、全ての公共施設等を維持・管理していくのは非常に困難であり、既存施設の維持管理・更新・統廃合など計画的に進めていく必要があります。

殆どの公共施設が未だ帰還困難区域にあり、まちづくりのあり方を示すことが難しい状況ではありますが、このような状況を踏まえ、当町の公共施設等の管理に関する基本的な方針を示すことを目的に、「大熊町公共施設等総合管理計画」（以下、本計画）を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、総務大臣により発せられた「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(平成26年4月22日 総財務第74号)による計画策定を要請されています。以上を踏まえ、当町が目指す公共施設の財政負担の軽減および最適化を推進するために、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画として、本計画を位置づけることとします。

## 3. 対象とする公共施設・インフラ資産

本計画では、令和2(2020)年度時点において、当町が保有する庁舎や小中学校等の公共施設に加え、道路、橋梁、下水道などのインフラ資産を対象とします。

公共施設	庁舎等・教育施設・公営住宅・集会施設・福祉施設・その他行政施設
インフラ資産	道路・橋梁・下水道施設・公園等

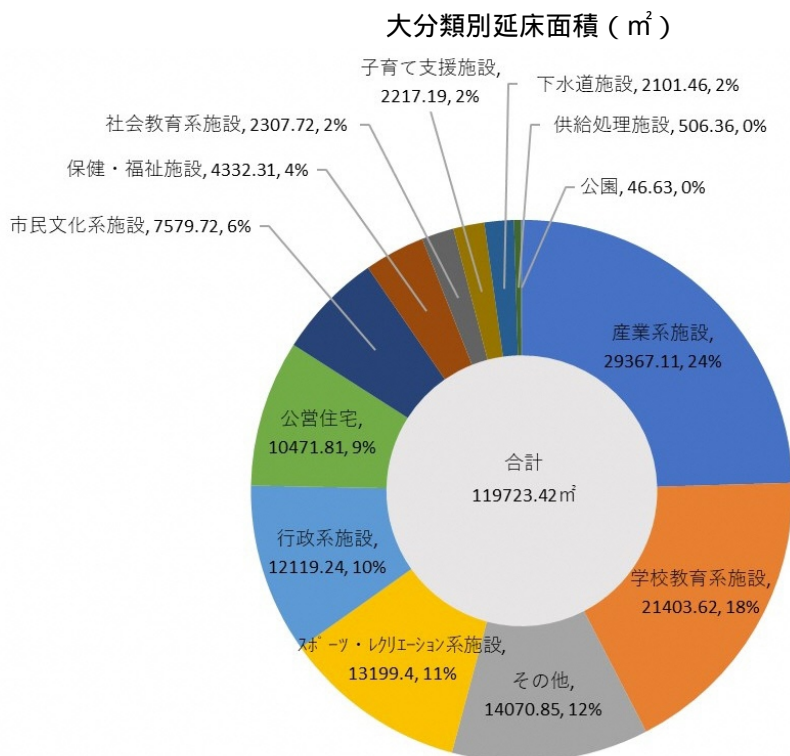
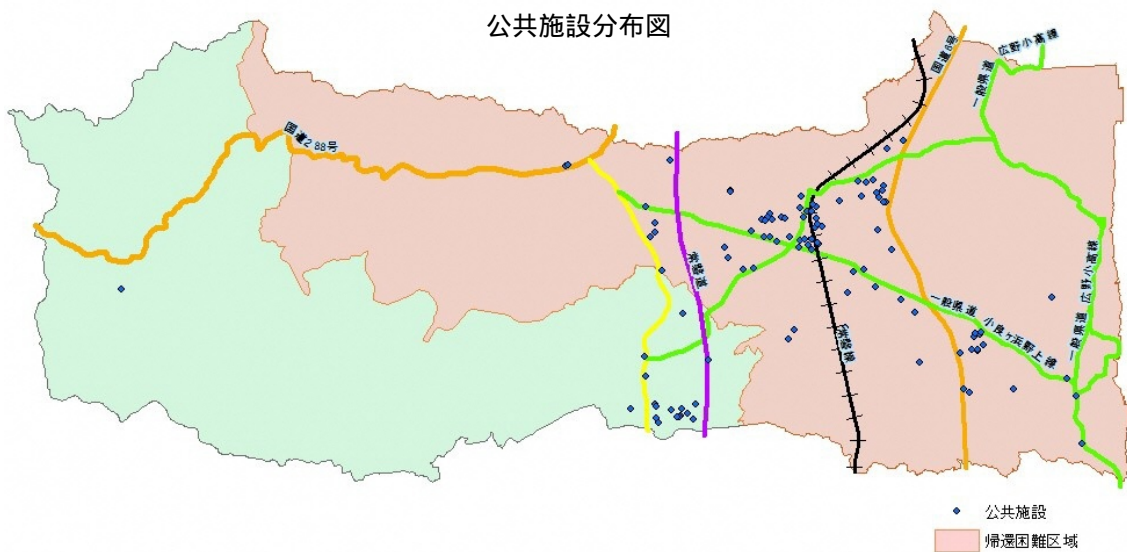
## 第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し

### 1. 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況

#### (1) 公共建築物等の状況

当町が所有する公共施設は、87施設、総延床面積は123,481.47㎡となります。その内、帰還困難区域内に位置し管理が困難な施設が、71施設、延床面積68,906.92㎡となり、全体の約6割となっています。

大分類別に延床面積をみると、産業係施設が最も多く29,367.11㎡、次いで学校教育係施設で21,403.62㎡となっています。



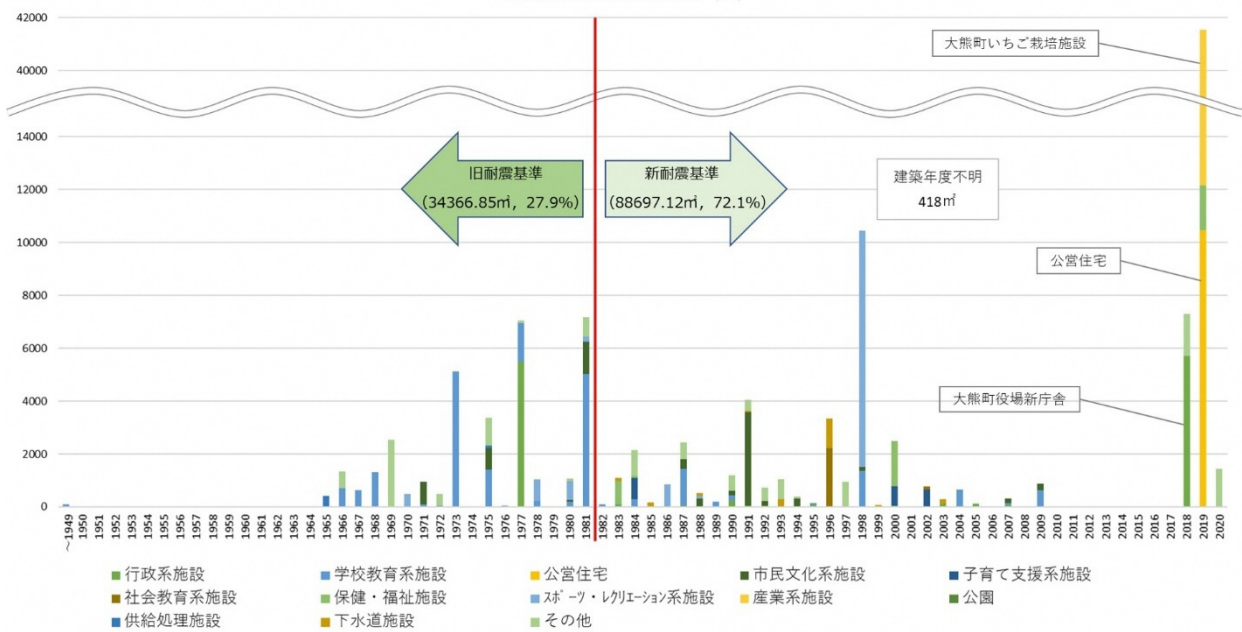
## 第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し

公共施設の整備延床面積を年度別で見ると、施設の多くは、新耐震基準である昭和57(1982)年度以降に建設されていますが、行政系施設や学校教育系施設などは、旧耐震基準である昭和56(1981)年度以前に建設されており、公共施設全体の延床面積の約28%を占めています。

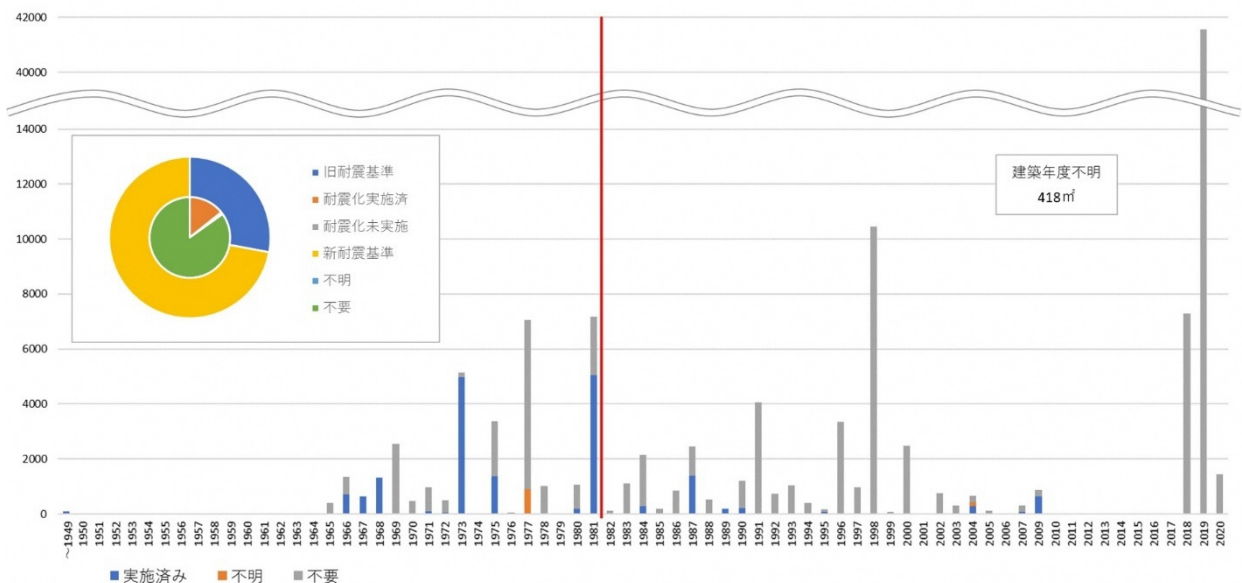
平成30(2018)年度からは、大川原復興拠点を中心に、大熊町役場新庁舎や公営住宅、いちご栽培施設等の建設が行われています。

今後、古い施設から老朽化の状況に応じて順次大規模改修や建て替えが必要になると考えられます。また、帰還困難区域内に位置している公共施設や、全町避難により長期間維持管理ができなかった施設も含め、施設の老朽化、震災による損傷の度合い等の各施設の状況・状態に応じた対応が必要となります。

年度別施設整備床面積 (㎡)



耐震化の状況 (㎡)





## 第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し

### (2) 道路・橋梁

#### 道路

町が所有し、管理する町道の道路延長は166.861km、面積は1,087.720㎡となっています。

#### 橋梁

町が所有し、管理する橋梁は59橋、延長は1,113m、面積は7,075㎡となっています。

### (3) 下水道

町が所有し、管理する下水道の延長は119,258km、3箇所の処理施設、35箇所のポンプ施設を有しています。

### (4) 公園

公園は、建物数が3棟、延床面積が46.63㎡となっています。

町管理公園一覧

施設名	所在地
大野公園	大字下野上字大野763-1
大野児童公園	大字下野上字大野788-1
下野上農村公園	大字下野上字金谷平353-2
旭台公園(1)	大字熊字旭台164-46
旭台公園(2)	大字熊字旭台25-2
鮎沢住宅公園	大字下野上字大野678-5
児童公園	大字下野上字大野636
錦台公園	大字熊字錦台710-1
高田公園	大字大川原字西平634
頭森公園	大字大川原字南平1293
大農村公園	大字夫沢字東台51-2
熊町農村公園	大字熊字熊町110
鮎沢公園	大字下野上字大野823
健康公園	大字下野上字大野98-5
清水住宅団地公園	大字下野上字清水143-41
清水北住宅団地公園	大字下野上字清水143-45
旧駅前住宅公園	大字下野上字大野736-1
健康公園(雑種地)	大字下野上字大野107-7
諏訪住宅団地公園	大字野上字諏訪326-2
日隠山森林公園	大字大川原字手の倉221
中央台保全林	大字夫沢字中央台871-1
大川原頭森公園	大字大川原字南平1291-1
中央台保全林(わんぱく広場)	大字夫沢字中央台872-1

## 2. 総人口や年代別人口についての今後の見通し

当町の人口は、平成23(2011)年に発生した東日本大震災の以前と以後において、推移の状況が大きく異なっています。時系列による人口動向をみるに当たっては、震災前の推移と、震災後の推移を比較します。

現在、大熊町の人口は、昭和40(1965)年以降は増加傾向にあり、平成7(1995)年までの約30年の間に、7,629人から10,656人に増加しました。平成23(2011)年3月11日時点の人口は11,505人であり、震災前は人口増加が続いていました。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の市区町村別将来推計人口」(平成20年12月推計)(以下「社人研推計」という。)によると、平成27(2015)年以降は人口減少に転じ、令和17(2035)年には1.2万人程度にまで減少すると推計されています。

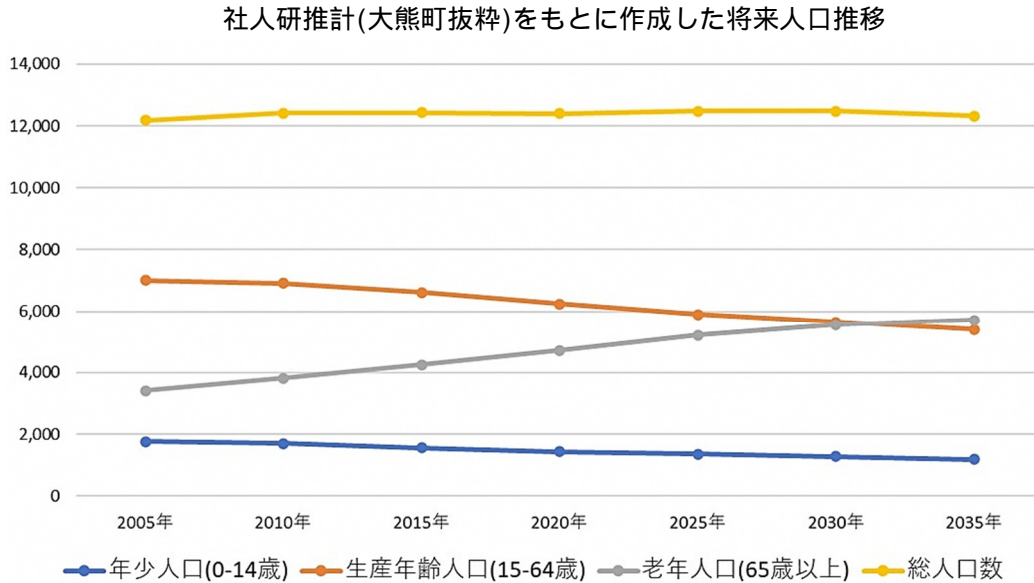
社人研推計(大熊町抜粋)

	人口(人)						
	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
年少人口(0-14歳)	1,759	1,692	1,553	1,431	1,348	1,273	1,188
生産年齢人口(15-64歳)	7,001	6,914	6,625	6,240	5,901	5,649	5,410
老年人口(65歳以上)	3,416	3,814	4,254	4,723	5,219	5,557	5,717
総人口数	12,176	12,420	12,432	12,394	12,468	12,479	12,315

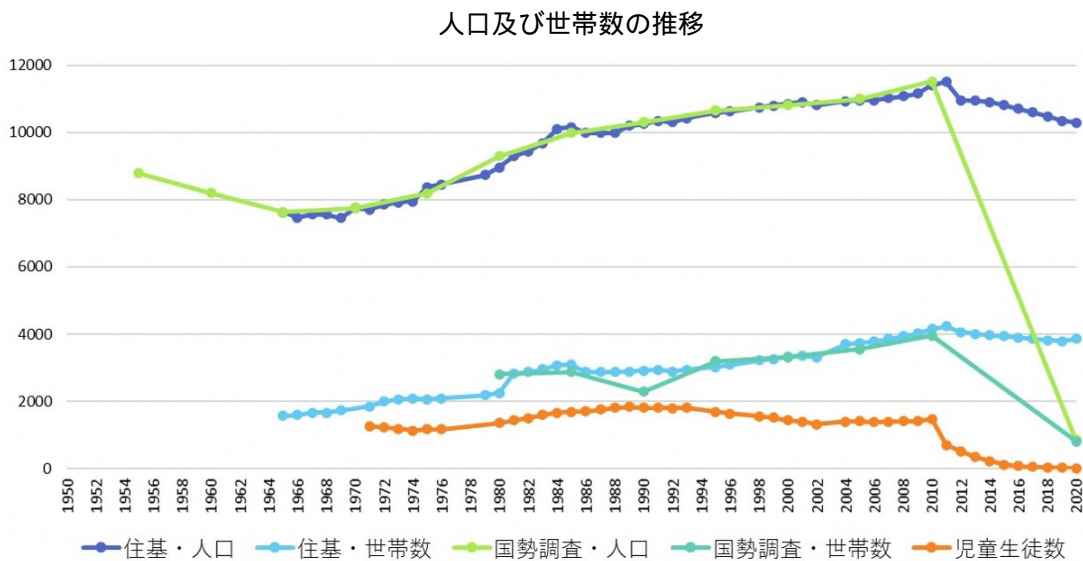
実際の総人口の推移について、平成23(2011)年に発生した東日本大震災及びこれに起因する福島第一原子力発電所事故の影響により、平成23(2011)年以降の総人口は継続して減少しており、令和元(2019)年9月30日時点の総人口は、10,317人となっています。

次に、年齢を年少人口(0-14歳)、生産年齢人口(15-64歳)、老年人口(65歳以上)の3区分別の人口の推移をみると、年少人口について、昭和60(1985)年の概ね2,400人をピークに、震災前は減少傾向が続き、1990年代後半には老年人口を下回りました。生産年齢人口と老年人口について、震災前は共に人口増加が続き、平成22(2010)年に生産年齢人口は7,000人程度、老年人口は3,800人程度に達しています。社人研推計によると、年少人口と生産年齢人口については、平成27(2015)年以降は共に人口減少に転じ、令和17(2035)年には、年少人口は1,200人程度、生産年齢人口は5,400人程度まで減少すると推計されています。老年人口は平成27年以降、震災前と同様に人口増加が続き、令和17(2035)年において5,700人程度まで達すると推計されています。

実際の年齢3区分別人口の推移について、平成23(2011)年以降、年少人口及び生産年齢人口は共に減少傾向にあり、令和元(2019)年9月30日時点で年少人口は1,479人、生産年齢人口は6,115人となっています。老年人口については、平成23年以降、増加傾向にあり、令和元年9月30日時点で2,723人となっています。



このことから当町は、震災以前の人口は微増傾向にあり、進学等に伴う転出の傾向はみられたものの、福島第一原子力発電所関連の産業を主幹産業として、20代から30代の生産年齢人口の転入も多く、極端な少子高齢化の傾向はみられません。しかしながら、平成23(2011)年に発生した東日本大震災及びこれに起因する福島第一原子力発電所事故の影響で、当町は全域が警戒区域に指定され、全町避難を余儀なくされました。平成31(2019)年4月に町の一部において避難指示が解除されましたが、町民の約96%が元々居住していた地域が未だ帰還困難区域に指定されている状況です。避難先で新たな生活を開始する町民も多くなっており、実際の人口も、平成23年3月11日時点の人口(11,505人)を境として、減少を続けています。



このことから当町の人口減少傾向は長期的に継続することが見込まれ経済規模の縮小、産業の衰退、町税収入の低下に繋がります。将来当町の未来を担う世代に可能な限り負担をかけないため公共施設、インフラ資産の管理を適正かつ計画的に行っていく必要が非常に大きくなっています。

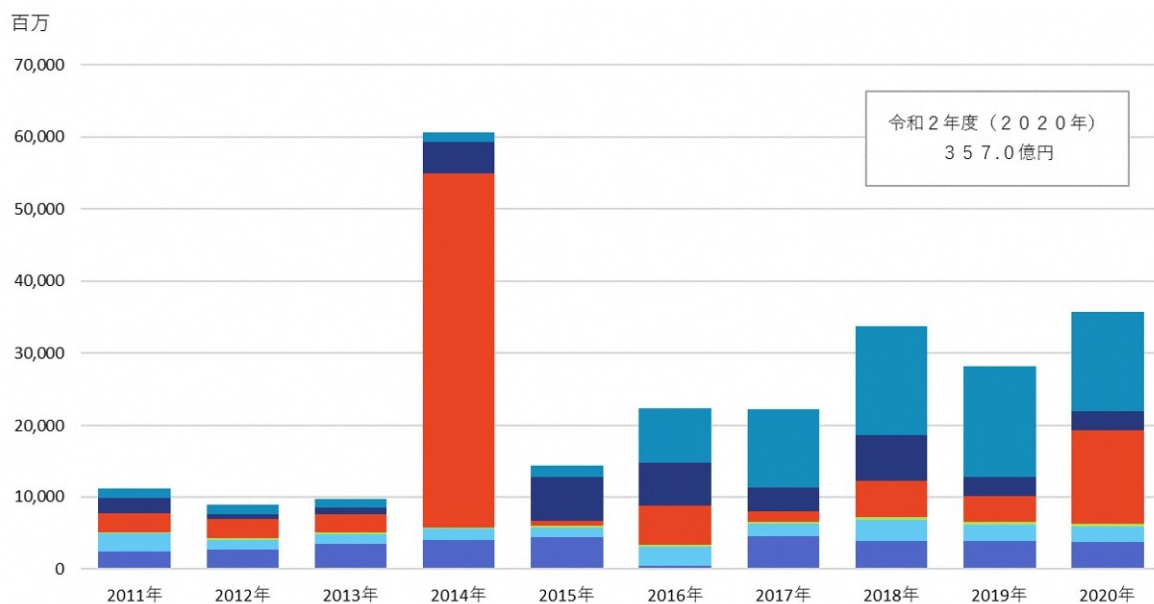
### 3. 財政状況

#### (1) 歳入

当町の歳入決算額の推移をみると、平成26(2014)年度は、国庫支出金が中間貯蔵施設関係交付金を含むため最も多く、491.6億円とおよそ8割を占めています。平成27(2015)年度以降も、震災からの復興が加速したため増加傾向にあります。

令和2(2020)年度の決算額は357.0億円となっており、平成23(2011)年度決算額の110.8億円に比べ約3倍に増えております。

歳入決算額の推移(普通会計決算)



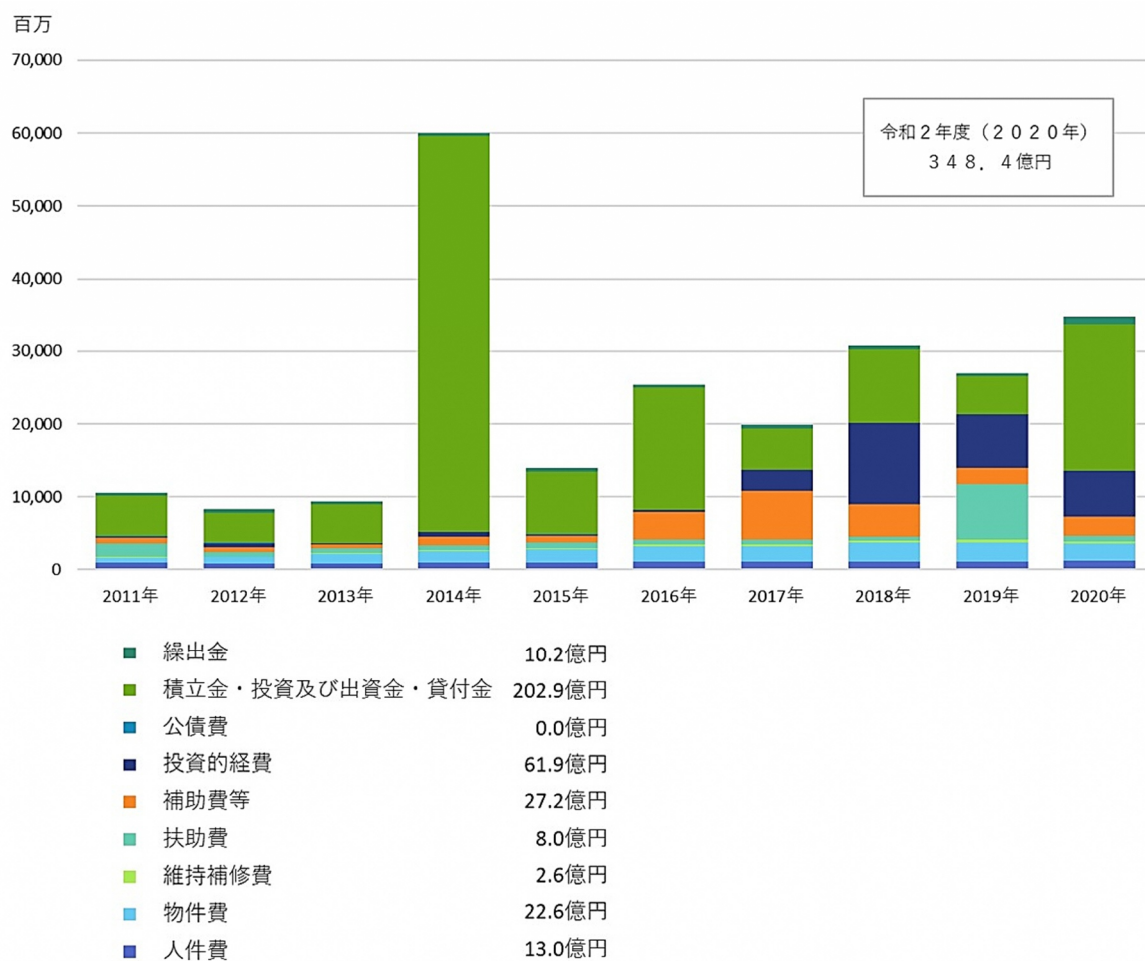
■ その他特定財源	137.8億円
■ 都道府県支出金	26.5億円
■ 国庫支出金	130.0億円
■ 地方債	0.0億円
■ その他一般財源	4.0億円
■ 地方交付税	21.7億円
■ 地方税	37.0億円

## 第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し

### (2) 歳出

当町の歳出決算額の推移をみると、平成26(2014)年度は、積立金・投資及び出資金・貸付金が中間貯蔵施設関係積立金を含むため最も多く、543.8億円とおよそ9割を占めています。平成27(2015)年度以降をみると、人件費はほぼ横ばいに推移していますが、投資的経費や積立金・投資及び出資金・貸付金は増加傾向にあります。これは、震災の影響からの復旧・復興事業の増加や復興財源の積立の増加が大きな要因となっています。

歳出決算額の推移(普通会計決算)



4. 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み

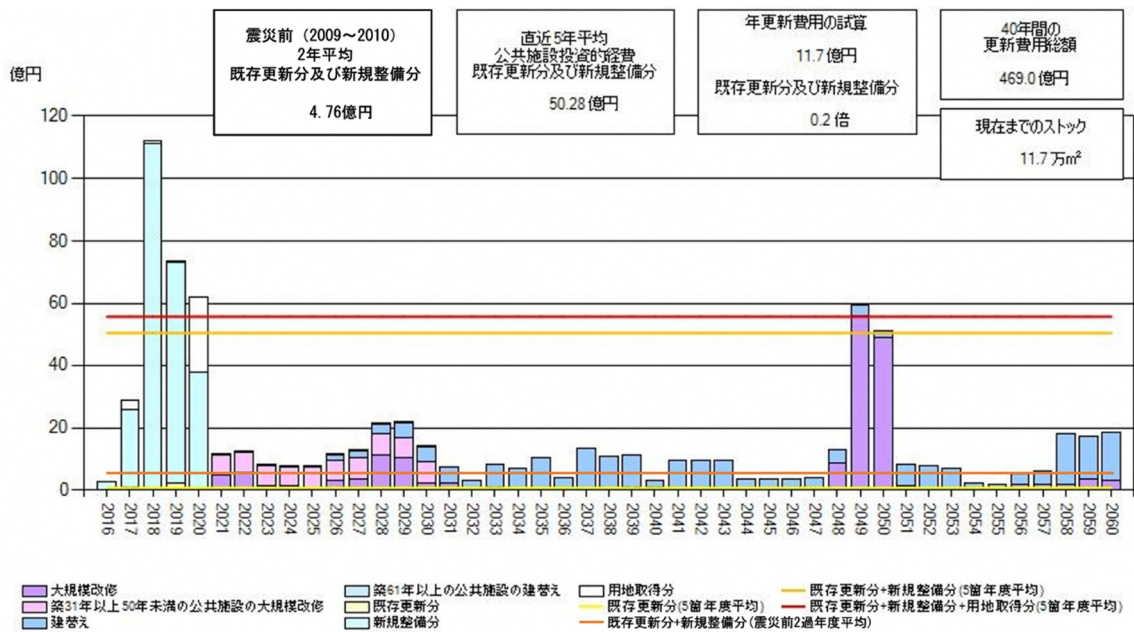
本試算を行うにあたって、総務省が推奨する「公共施設等更新費用試算ソフト」を利用し、更新費用等を試算します。

(1) 公共施設

現在、当町が保有する公共建築物等の今後40年間の更新費用は総額で469.0億円となります。試算期間における平均費用は年間11.7億円となります。これは、直近5年間で投じた投資的経費の平均の0.2倍となっております。平成29(2017)年度から令和2(2020)年度にかけて大熊町役場新庁舎や公営住宅、いちご栽培施設など復旧・復興事業により投資的経費が年平均で50.28億円と増加しているためと考えられます。

震災前の期間である平成21(2009)年度から平成22(2010)年度の投資的経費の平均額を算出すると約4.8億円/年となります。今後も投資的経費が現状と同じ程度とすると、今後40年間の投資的経費の約2.4倍の費用がかかる試算となります。

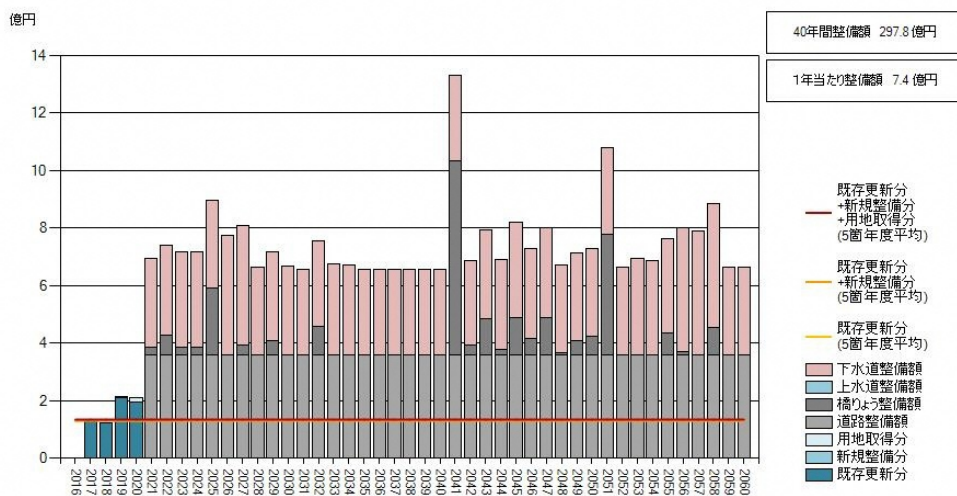
将来の更新費用の推計(公共施設)



(2) インフラ施設

インフラ施設の更新等にかかる費用は、耐用年数が経過した後に、同じ規模(面積・延長等)で更新したと仮定した場合、今後40年間の総額で、約297.8億円となります。1年あたりの平均は、約7.4億円/年となります。これまでにかけた投資的経費は、直近5年間で3.9億円、1年あたりの平均は、約0.8億円となっており約9.3倍の経費となります。このことから、インフラ施設を全て更新していくことは難しいと予想されるので、更新時期の分散化、あるいは管理手法の見直しが必要となります。

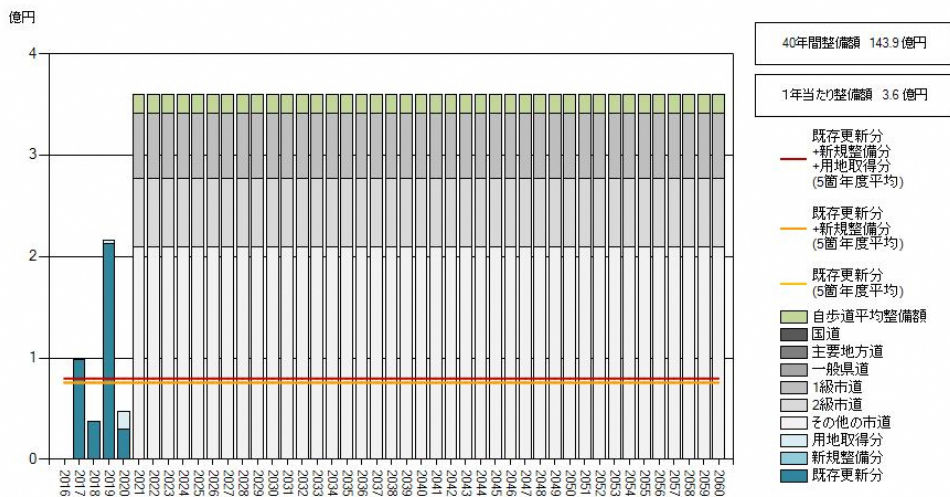
将来の更新費用の推計(インフラ資産)



道路

15年ごとに更新すると仮定し更新費用を算出すると、今後40年間の更新費用は総額で143.9億円になり、1年あたりの平均は、3.6億円となります。

将来の更新費用の推計(道路)

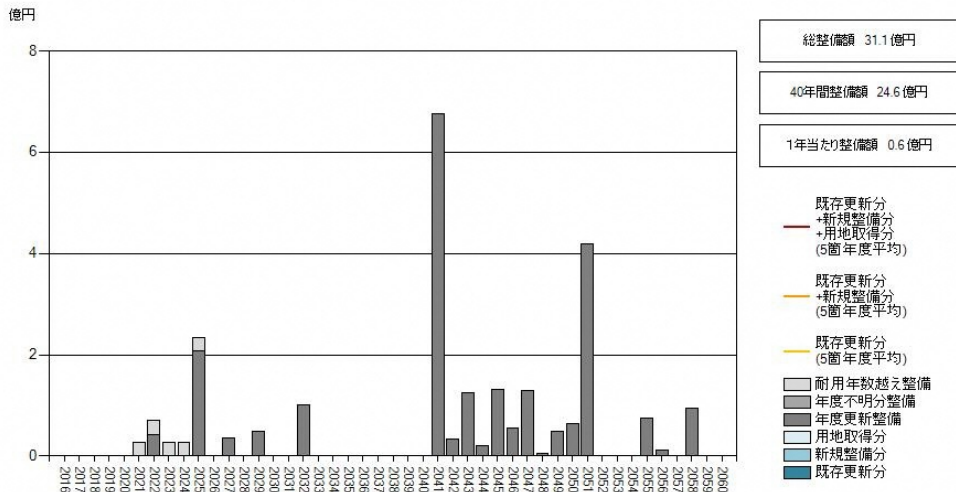


## 第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し

### 橋梁

60年ごとに更新すると仮定し更新費用を算出すると、今後40年間の更新費用は総額で24.6億円になり、1年あたりの平均は、0.6億円になります。

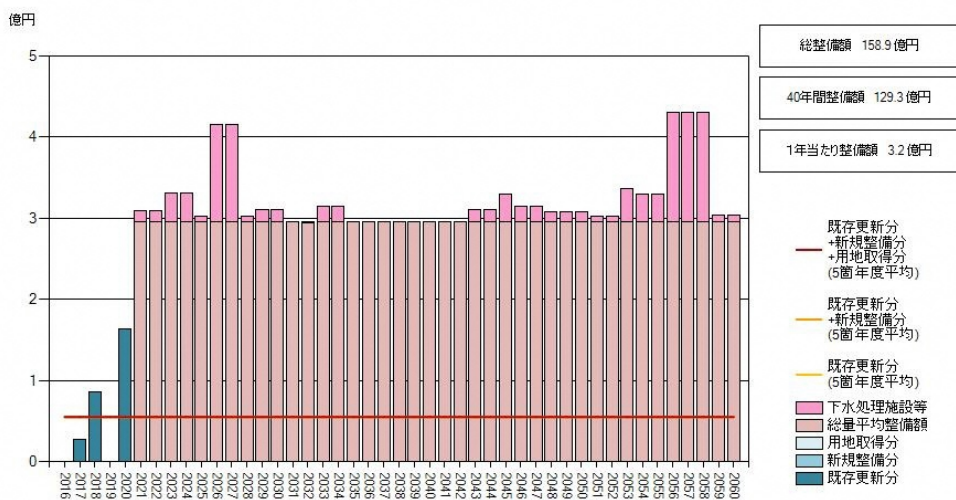
将来の更新費用の推計（橋りょう）



### 下水道

下水処理施設等の改修を30年、更新を60年とし、下水道管の更新を40年と仮定し更新費用を算出すると、今後40年間の更新費用は総額で129.3億円になり、1年あたりの平均は、3.2億円となります。

将来の更新費用の推計（下水道）

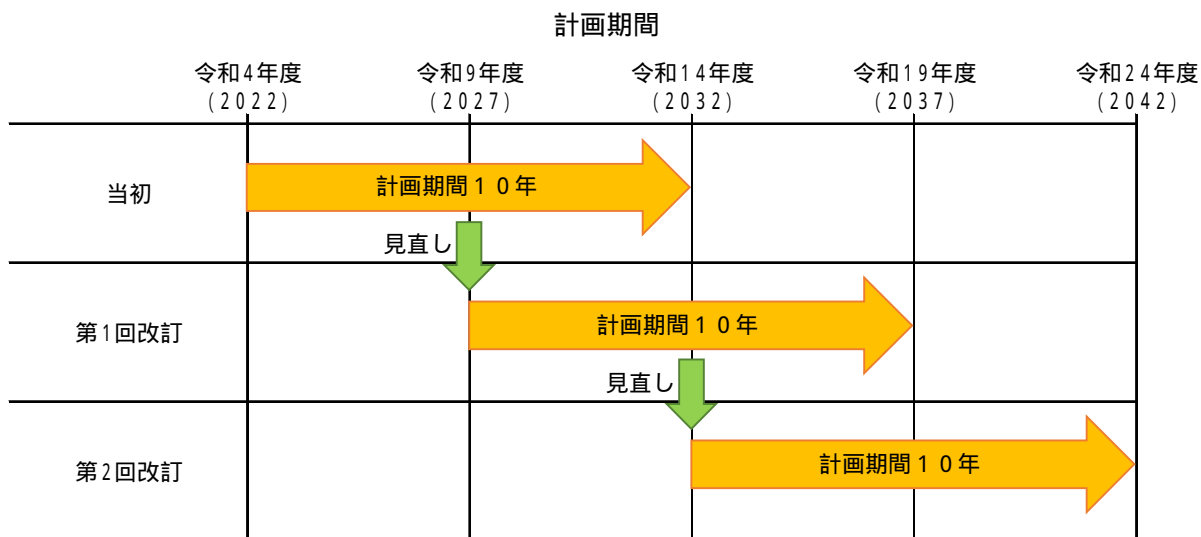




## 第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### 1. 計画期間

計画期間は、令和4（2022）年度から令和14（2032）年度までの10年間の計画とし、5年間毎に見直しを行います。



### 2. 全庁的な組織体制の構築及び情報管理・共有方策

#### (1) 組織体制の構築

点検、維持管理については、各所管課で実施しており、建築等の専門職が不在で、事務職で行って実施してきました。そのため部署異動があるたびに事務職が1から専門知識を習得する必要があり適切な管理が難しい状況です。そのため専門知識を有する技術職員による点検、維持管理の実施体制、民間企業を活用した指定管理者の積極的な導入などを実施します。

また、経験者の活用や技術的ノウハウの蓄積・継承に向け、適切な人材育成・配置の仕組みづくりを行います。

#### (2) 情報管理・共有方策

公共施設等に関連する事務は、「設置・運営する部署」、「設計・建設する部署」、「予算を配分する部署」など、町の複数の部署が関わっています。そのため関係する部署間で、情報共有や調整、進捗管理や横断的事項に関する意思決定等を円滑に行うため、全庁的に連携します。

特に、避難指示の解除、町民の帰還状況を見据えながら、必要な施設を効率良く段階的に整備していくことができるようにすることが重要となります。既存施設の統廃合や新たな施設整備など町民のニーズを的確に捉え、整備・更新を検討する場を設けます。

### 3. 現状や課題に関する基本認識

#### (1) 公共施設等に対する需要やニーズの変化

当町では、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、町外に避難を強いられ、急激に人口減少が進行しました。現在も帰還人口の見通しは立てにくく、年齢層にも偏りが生じることも懸念されます。また殆どの公共施設等が帰還困難区域にあるため、需要やニーズは大きく変わることが予想されることから、これらに対応した配置や整備等が必要です。

#### (2) 長期避難に伴う老朽化の進行

復興関連施設を除く、築35年以上を経過した公共建築物は、延床面積ベースで半数以上であり、これらは現時点で老朽化が深刻であると考えられます。また、当町の公共施設等は、震災による損傷や全町避難により長期間維持管理ができなかったことにより、劣化が著しく進んでいます。そのため、公共施設等の点検・診断を確実に実施し、再利用する場合は改修工事等により利用者の安全を十分に確保した上で、各種施設を順次再開させていく必要があります。

#### (3) 公共施設等の維持・改修にかけられる財源

当町の歳入は、復旧・復興事業に係る交付金等が多くを占めており、町独自の収入源である地方税は震災以降、大きく減少しました。一方で、公共施設等の殆どが帰還困難区域内にあり、維持管理等が行えなかったことにより、そのまま使用することができず大規模改修や建替えが必要であり、これらの費用が負担可能な投資的経費を超過することが懸念されます。そのため、健全な財政を維持しながら、帰還者等の生活を支えるサービスを提供していくための公共施設等のあり方を検討する必要があります。

#### 4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

##### (1) 点検・診断等の実施方針

点検マニュアルの作成と計画的な点検の実施を行い、帰還困難区域内の長期間使用していない施設については状態の点検・診断を実施し、再利用等の検討ができるように点検・診断情報の一元化と有効活用を行います。

##### (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

項目ごとの優先度に基づく維持管理・修繕・更新の計画を策定し、必要なコストを最小化し予算確保を行います。

##### (3) 安全確保の実施方針

全町避難により長期間利用されていなかった施設は、利用再開の前に施設の点検を実施し、施設の状況に応じて修繕や除却を行います。また、新たに建設された施設については、定期的な点検・診断等を実施します。危険性が認められる場合は、速やかに緊急措置を行い、安全を確保します。

##### (4) 耐震化の実施方針

耐震化が行われていない公共施設等は、帰還困難区域内の施設のみとなるため、施設の再利用が決まっているものについては、修繕・更新の実施方針に基づき公共建築物の耐震化を行います。

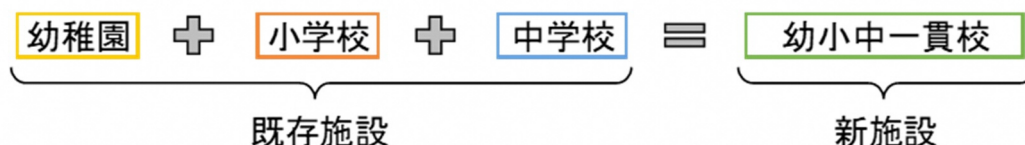
##### (5) 長寿命化の実施方針

防災拠点等になる庁舎などの重要施設における長寿命化を優先して検討を行います。インフラ施設についても計画的な維持管理・更新により長寿命化を推進します。

##### (6) 統合や廃止の推進方針

将来への負担を少しでも軽減するため、避難指示解除及び町民帰還に応じた、施設の復旧、更新、統廃合により公共施設等の総量の適正化を図ります。単に現在の公共施設等を廃止するのではなく、町民の帰還を促すため、町民のニーズに適合した施設の整備や改修を図りながら、段階的に推進します。また、新たな施設を整備する場合は、既存施設との複合化や多機能化等をあわせて検討することを基本とします。

= 複合化・多機能化事例 =



### 第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

#### (7) 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制構築方針

専門知識を有する技術職員を正職員、任用職員、派遣職員を含めて積極的に採用し、点検・維持管理の実施体制を構築します。また民間企業を活用し指定管理者やP P P<sub>1</sub>手法の積極的な導入など実施します。

<sub>1</sub>P P PとはPublic Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略。行政（Public）が行う各種行政サービスを、行政と民間（Private）が連携（Partnership）し民間の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することにより、行政サービスの向上、財政資金の効率的使用や行政の業務効率化等を図ろうとする考え方や概念。

## 第4章 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針

### 1. 公共建築物

#### (1) 学校教育系施設に関する基本的な方針

新たに教育施設が整備されることから、帰還困難区域内の既存の学校施設については必要性の検討を行い、別の施設への再利用等を検討します。また、再利用できない施設については廃止・除却を実施します。

施設名	所在地	代表建築年度 (年度)	建物総延床 面積 (㎡)
熊町小学校	大字熊川字緑ヶ丘 10	1966	5,241.83
大野小学校	大字下野上字清水 230	1973	5,950.16
大熊中学校	大字夫沢字中央台 830-6	1973	8,215.81
熊町幼稚園	大字熊川字緑ヶ丘 24	1977	1,049.37
大野幼稚園	大字野上字諏訪 312	1977	978.8

令和4年度開校予定の教育施設

(但し令和5年3月31日までの間は会津若松市河東町大田原字村中 186番地に位置する)

学び舎ゆめの森	大字大川原字南平 2019-1	2021	8,005.59
---------	-----------------	------	----------



帰還困難区域



学び舎ゆめの森 (外観イメージ)

## 第4章 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針

### (2) 公営住宅に関する基本的な方針

現在の公営住宅は震災後に建築した災害公営住宅と再生賃貸住宅となっております。

震災前に建築した公営住宅は、震災の影響と長期避難による老朽化・劣化のため順次解体しており、残存している建物も公営住宅としての用途を廃止しております。

今後は町民等のニーズに配慮して新たに建設を行い、修繕・維持管理計画を作成し、計画的な維持管理に努めます。

施設名	所在地	代表建築年度 (年度)	建物総延床 面積 (㎡)
大川原災害公営住宅	大字大川原字南平 1918	2019	4,090.40
大川原第2災害公営住宅	大川原字南平 1988	2019	3,257.68
大川原再生賃貸住宅	大字大川原字南平 1930-7	2019	3,123.73



第4章 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針

(3) 保健・福祉施設に関する基本的な方針

新設された住民福祉センター、もみの木苑、診療所は長寿命化を図りながら、指定管理者や関係団体と協力して維持管理します。

また帰還困難区域内にある保健センターについては、基本解体撤去することとし、町民のニーズに合わせて既存施設に機能を持たせるか検討します。

施設名	所在地	代表建築年度 (年度)	建物総延床 面積 (㎡)
保健センター	大字下野上字金谷平 565	2000	1,700.84
大熊町老人福祉センター	大字下野上字大野 557-1	1983	954.14
福祉事業者事務所	大字大川原字南平 1920-1	2019	208.56
住民福祉センター	大字大川原字南平 1920-1	2019	585.06
認知症高齢者グループ ホーム(もみの木苑)	大字大川原字南平 1920-1	2019	883.71



認知症高齢者グループホーム(もみの木苑)



第4章 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針

(4) 町民文化系施設に関する基本的な方針

帰還困難区域内の文化センター、集会所は基本的に解体撤去することとし、町民等のニーズに配慮して建設等の検討を行います。

施設名	所在地	代表建築年度 (年度)	建物総延床 面積 (㎡)
駅前地区集会所	大字下野上字大野 443	1991	187.56
中屋敷多目的集会所	大字野上字旭ヶ丘 330-1	1980	94.77
大熊町中央公民館	大字下野上字大野 600	1971	969.68
大熊町文化センター	大字熊字新町 1	1991	3,353.90
下野上三区地区集会所	大字下野上字原 2-1	2009	162.3
大和久地区地区集会所	大字小入野字西大和久 321-1	1990	163.96
熊一区地区集会所	大字熊字旭台 498	1987	141.6
熊二区地区集会所	大字熊字新町 354-1	1988	150.71
熊三区地区集会所	大字熊字新町 691-3	1988	157.34
野上一区地区集会所	大字野上字湯の神 432-2	1994	153.61
野上二区地区集会所	大字野上字諏訪 297-1	1994	158.16
大川原第一集会所	大字大川原字南平 1138-2	1992	161.48
大川原第二集会所	大字大川原字西平 630	1987	132.5
下野上一区地区集会所	大字下野上字金谷平 354-1	1998	155.68
大熊町農村環境改善センター	大字熊字新町 1	1981	1,221.42
下野上二区地区集会所	大字下野上字大野 168	2007	168.93
おおくま安全安心ステーション	大字下野上字大野 740-4	2009	66.24



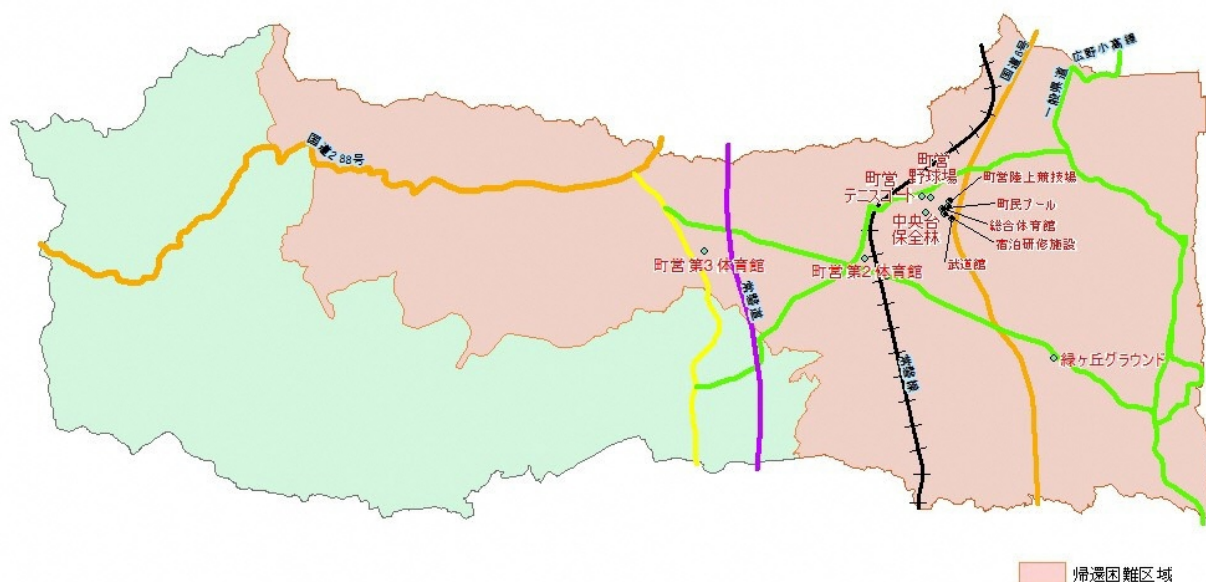


## 第4章 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針

### (5) スポーツ・レクリエーション系施設に関する基本的な方針

総合スポーツセンター、武道館、宿泊研修施設、増健センターは基本解体撤去とし、避難指示解除後、町民等の帰還やニーズに合わせて、施設建設について検討します。

施設名	所在地	代表建築年度 (年度)	建物総延床 面積 (㎡)
緑ヶ丘グラウンド	大字熊川字緑ヶ丘 10-2	2009	15.5
町営陸上競技場	大字夫沢字中央台 873-1	1982	112
町民プール	大字小入野字西大和久 84-1	1981	195.43
町営野球場	大字夫沢字中央台 840-1		377
町営テニスコート	大字夫沢字中央台 839-1	1988	96.89
総合体育館	大字夫沢字中央台 851-3	1998	8,929.41
武道館	大字小入野字西大和久 84-1	1980	704.45
宿泊研修施設	大字小入野字西大和久 83-1	1986	823
中央台保全林	大字夫沢字中央台 871-1	1982	32.37
増健センター	大字小入野字西大和久 84-1	1975	806.14
町営第2体育館	大字下野上字大野 634	1978	790.08
町営第3体育館	大字野上字諏訪 312	1970	477



## 第4章 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針

### (6) 行政系施設に関する基本的な方針

旧役場庁舎は、基本解体として跡地に災害対応施設の建設を検討します。また平成31(2019)年4月に新設された新しい役場庁舎については、修繕・維持管理計画を作成し、計画的な維持管理に努めます。

消防屯所は消防団の再編とあわせて施設の統合や廃止を検討し、不要な施設については基本解体撤去とします。

施設名	所在地	代表建築年度 (年度)	建物総延床 面積 (㎡)
旧大熊町役場	大字下野上字大野 634	1977	5,719.38
第1分団屯所	大字下野上字大野 410-1	1989	95.04
第8分団第2班屯所	大字野上字秋葉台 500	1995	60.17
大野駐在所	大字下野上字大野 564-2	2007	75.34
第7分団屯所	大字大川原字南平 1138-1	2003	112.62
第5分団屯所	大字熊字熊町 795	1995	67.08
第9分団屯所	大字下野上字金谷平 354-1	1992	56.3
第2分団第1班屯所	大字小入野字西大和久 104-1	2005	112.57
第4分団第2班屯所	大字小良浜字高平 117-1	1983	34.4
第8分団第1班屯所	大字野上字湯の神 429	1983	44.34
第2分団第3班屯所	大字小入野字向畑 231-1	1986	24.84
第3分団第3班屯所	大字夫沢字中央台 705-1	1987	35.6
第6分団屯所	大字熊字滑津 9-1	1991	56.3
消防自動車車庫敷地(原地区)	大字下野上字原 9-1	1990	14
大熊町役場	大字大川原字南平 1717 外	2018	5,714.53

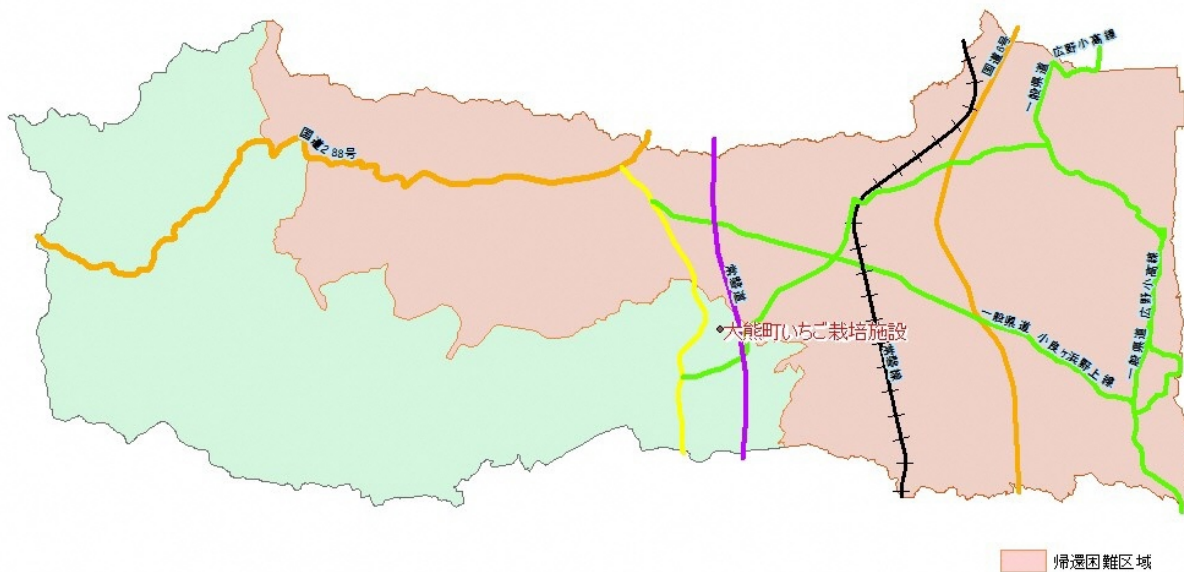


第4章 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針

(7) 産業系施設に関する基本的な方針

ネクサスファームおおくま(いちご工場)は、計画的な維持管理運営を行います。

施設名	所在地	代表建築年度 (年度)	建物総延床 面積 (㎡)
大熊町いちご栽培施設	大字大川原字西平 2127	2019	29,367.11



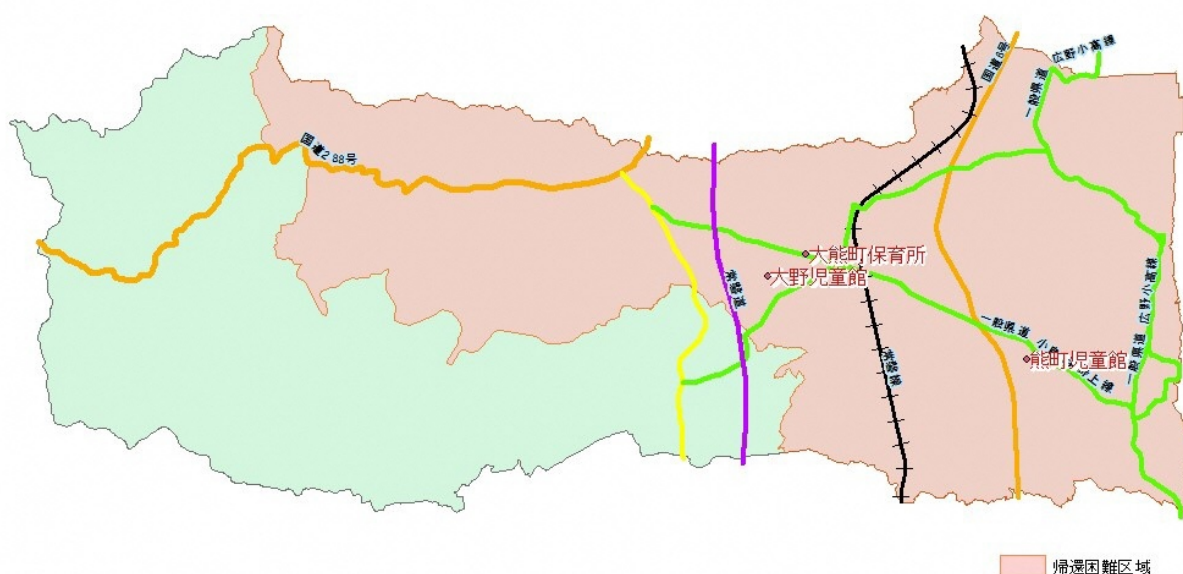
大熊町いちご栽培施設

第4章 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針

(8) 子育て支援施設に関する基本的な方針

新設される学校施設に子育て支援施設も併設されるため、帰還困難区域内にある既存の保育所は解体撤去します。

施設名	所在地	代表建築年度 (年度)	建物総延床 面積 (㎡)
大熊町保育所	大字下野上字大野 557-1	1984	894.43
熊町児童館	大字熊川字緑ヶ丘 9-1	2000	661.38
大野児童館	大字下野上字清水 307-1	2002	661.38



## 第4章 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針

### (9) 医療施設に関する基本的な方針

診療所は、医師の先生と連携して点検や維持管理を行っていきます。

### (10) 公園(トイレ等)に関する基本的な方針

帰還困難区域内の公園施設(トイレ等)は、利用者の動向を踏まえながら、解体撤去または修繕を判断していきます。

### (11) その他建築系施設に関する基本的な方針

帰還困難区域内の劣化・老朽化した建物は解体撤去し、新設されたその他建築系施設については、今後の維持管理計画を検討します。

## 2. インフラ施設

### (1) 道路・橋梁に関する基本的な方針

町道の維持管理にあたっては、道路維持工事の中で補修箇所を検討を行い、その結果から点検方法を検討しデータベース化を行います。

また耐震化が必要な橋梁の確認、点検の実施を行います。

### (2) 下水道に関する基本的な方針

現在稼働している下水道施設は大川原地区の農業集落排水のみで、設備の保守管理は専門業者に委託していますが、これらの点検結果等のデータベース化を検討していきます。また、避難指示解除に向けた下水道施設の復旧を進めていますが、復旧後の管路等の長寿命化、維持管理計画の策定を検討します。

### (3) 公園に関する基本的な方針

原発事故による長期避難で管理ができていないため、劣化が著しく耐用年数を過ぎている遊具が殆どなので撤去するなど適切な更新を図ります。

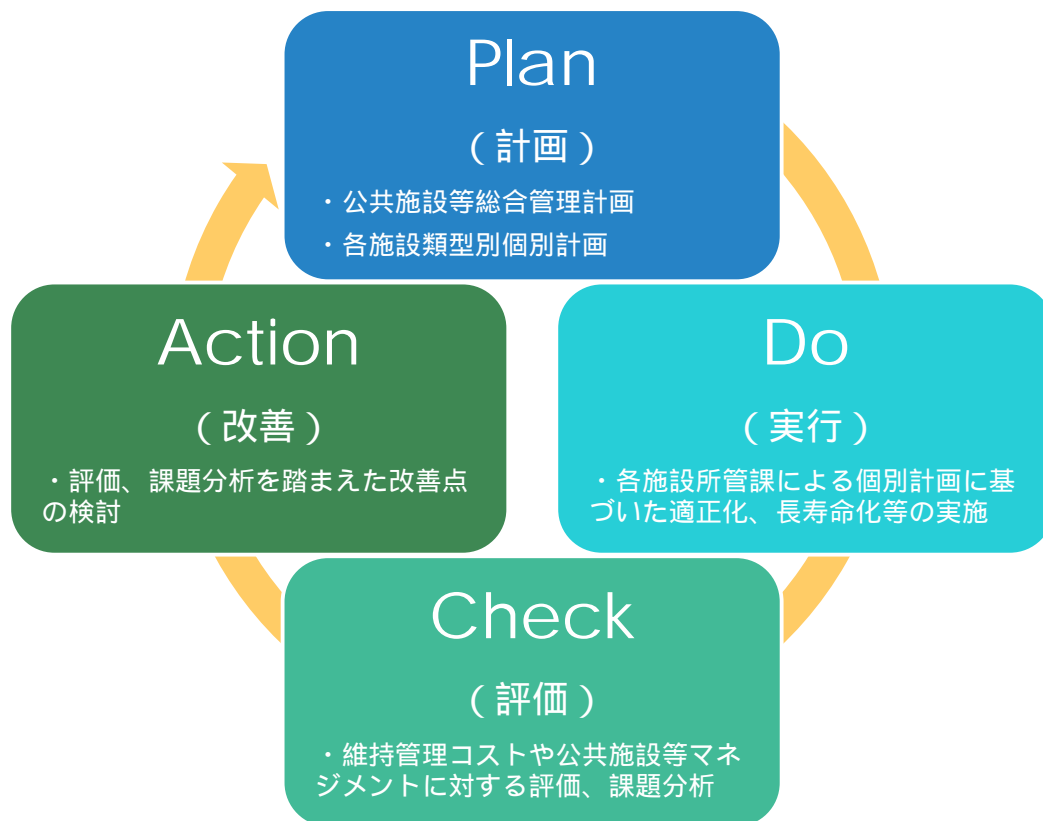
## 第5章 フォローアップ実施方針

### 1. フォローアップ実施方針

本計画で示した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」や「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に関する進捗状況について、PDCAサイクルをもとに適宜評価を実施していきます。進捗状況に関する評価の結果、その他状況の変化等があった場合には、本計画の現状や方針等を見直し改定を行います。

本計画を踏まえた個別施設計画などの策定にあたっては、各施設の方針との整合を図ることを原則とし、住民意向等を踏まえながら方針を検討していきます。

PDCAサイクル図



## 大熊町公共施設等総合管理計画

発行 令和4年3月

編集 大熊町役場 総務課

〒979-1306

福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

TEL : 0240-23-7579(総務課管財係)

FAX : 0240-23-7845